

条例改正の方向性(案)

1 基本理念 (いじめに対する基本認識)

改正前 いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち



改正後 いじめは「現に起きている」 **危機意識レベルを上げて対応する**

2 迅速かつ公正に重大事態調査を実施

(1) 重大事態が発生したら、必ずかつ速やかに調査を開始する

改正前 必要があると認めるとき



改正後 削除 **恣意的な判断をなくす**

(2) 調査組織を明確にして、公平性・客観性を担保する

改正前 いじめ問題対策委員会

・調査主体が不明確、条例と基本方針に整合性がない
⇒現場対応に混乱を招いた

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ問題対策委員会	福島市いじめ問題対策委員会専門部会
	学校の下に設けられる組織	—	市立学校が設置した組織 (教委いじめ防止サポートチームが参画)

改正後 3つの調査主体から適切なものを選択、調査主体は助言組織と別組織に

⇒ **迅速性・公平性を確保する**

ア「福島市いじめ重大事態調査委員会」

イ「教育委員会がその事務局内に設ける組織」

ウ「市立学校に設ける組織」

※いじめ問題対策委員会はいじめの防止等に関する助言等を行う

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ重大事態調査委員会	福島市いじめ重大事態調査委員会
		教育委員会事務局に設ける組織	教育委員会事務局に設ける組織
	学校の下に設けられる組織	市立学校に設ける組織	市立学校に設ける組織

・調査主体を明確化、法・条例・基本方針の整合性を確保
・調査主体と助言組織は別組織とし、公平性・客観性を確保

補足事項の各調査主体の構成メンバー(案)

ア 福島市いじめ重大事態調査委員会

基本メンバー:学識経験者、弁護士、医師、心理・福祉分野の専門家5名選出

※1 福島市いじめ問題対策委員会委員も兼ねることができる。

イ 教育委員会事務局に設ける組織

基本メンバー:教育委員会学校教育課指導主事、教育研修課指導主事・SC・SSW、市行政出身者で組織する「重大事態チーム」で調査を行う。

※1 市立学校が設ける組織が調査を進める中で、必要に応じ調査主体を設置者に変更し、引続き設置者で調査を実施する場合もある。

※2 必要に応じて重大事態調査委員会への変更ができる。

ウ 市立学校に設ける組織

基本メンバー:「学校のいじめ対策組織」に第三者を加え行う。

※1 「学校のいじめ対策組織」は各学校が学校の実情に応じ定めている「学校のいじめ防止基本方針」に、学校がそれぞれ独自に定めている。(学校の基本方針はHPで公表されている。)

※2 「いじめ防止サポートチーム」はいじめが重大事態化する前まで関わる。

※3 重大事態の内容によっては、学校区の青少年健全育成協議会議役員、民生児童委員、警察関係者などの外部有識者を加える場合もある。

※4 必要に応じて調査組織の変更ができる。

※ 教育委員会事務局に設ける組織

学校教育課指導係【主幹(指導担当)、指導係長、主任指導主事、指導主事】

// 庶務係【庶務係長(行政職出身者:例規と運用の整合性の管理、報酬関係の管理等)】

// 管理係【主幹(管理担当)、管理係長、主任管理主事、主任指導主事、管理主事】

教育研修課教育支援係【係長、指導主事】(3名のSC・3名のSSWを含む)

// 研修係【係長、指導主事】

// ICT推進係【指導主事】

教育総務課【庶務係長(行政出身者:教育委員会の開催調整等)】